

○赤磐市建設工事に係る一般競争入札（条件付）実施要綱

平成19年11月19日

（趣旨）

第1条 この告示は、赤磐市が発注する建設工事において、一般競争入札（条件付）（以下「入札」という。）の実施に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）及び赤磐市財務規則（平成17年赤磐市規則第55号。以下「財務規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（用語の定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 電子入札システム 赤磐市建設工事等電子入札実施要綱（平成23年赤磐市告示第84号。以下「実施要綱」という。）に規定する電子入札システムをいう。
- （2） 電子入札 電子入札システムを使用して行う入札をいう。
- （3） 紙入札 電子入札によらない紙媒体により執行する入札手続をいう。
- （4） くじ番号 電子入札の場合にあっては、入札者が入札金額を登録する際に入力する3桁の数字のことをいい、紙入札の場合にあっては、くじにより決定した数字をいう。
- （5） 到着ミリ秒 電子入札システムに入札金額が登録された時刻のミリ秒をいう。
- （6） 決定くじ番号 電子入札の場合にあっては、くじ番号と到着ミリ秒との和をいい、紙入札の場合にあっては、くじ番号を決定くじ番号とする。ただし、和の値が4桁となった場合は、下3桁の値を採用する。

（対象工事）

第3条 入札の対象となる建設工事（以下「対象工事」という。）は、設計金額（消費税額及び地方消費税の額を含む。以下同じ。）が、1,000万円以上の工事のうちから施工条件等を勘案して市長が選定する工事とする。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

（入札の方法）

第4条 入札は、実施要綱に定める電子入札によって行うものとする。ただし、電子入札の方法をとることが適当でないと市長が認める場合は、紙入札により行うものとする。

（入札参加資格）

第5条 入札参加資格は、赤磐市建設工事等指名競争入札参加資格審査要綱（平成17年赤磐市告示第92号）に定めるもののほか、対象工事ごとに次に掲げる事項について定める。

- （1） 対象工事に係る業種の級別業者の格付（格付別の工事設計金額区分は別表による。）
- （2） 対象工事に係る業種の経営事項審査の総合評定値
- （3） 契約の相手方となる営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する営業所をいう。）の所在地

- (4) 対象工事と同種工事の施工実績等
- (5) 当該工事に配置予定の技術者の資格
- (6) その他必要と認める事項

2 次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。

- (1) 赤磐市長から建設工事等入札参加資格者に係る指名停止措置を受けている者
- (2) 赤磐市建設工事等暴力団排除対策措置要綱（平成18年赤磐市告示第114号）に基づく指名停止措置を受けている者
- (3) 建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業の停止を受けている者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者

第6条 削除

（公告内容等の決定）

第7条 対象工事ごとに、赤磐市入札調査委員会（以下「入札調査委員会」という。）に諮り、第5条に定める入札参加資格のほか公告内容等を決定する。

（入札の公告）

第8条 入札の公告（以下「公告」という。）は、次条に定める期限の10日前までに政令第167条の6及び財務規則の規定により本庁及び各支所の掲示場への掲示及び赤磐市ホームページへの掲載により行うものとする。ただし、急を要する場合にあつては5日以内に限り短縮することができる。

（入札参加表明）

第9条 電子入札に参加しようとする者は、対象工事に係る入札参加資格要件を満たすことを確認し、公告で指定する方法により、入札参加表明を行わなければならない。この場合において、入札参加表明を行っていない者は入札に参加できないものとする。

（入札参加の申出手続）

第10条 紙入札に参加しようとする者は、一般競争入札（条件付）参加資格確認申請書（様式第1号）及び関係書類（以下「申請書等」という。）を公告で指定する方法により、指定する期限までに、書面により提出しなければならない。

（基本的な入札参加資格の事前確認）

第11条 紙入札に参加しようとする者について、申請書等により第5条に規定する入札参加資格のうち基本的事項について要件を満たしていることの確認を入札執行前に行うものとする。

2 前項の確認を受けた者でなければ入札に参加することができない。

3 前2項に規定する事項については、公告において明らかにするものとする。

(設計図書等の閲覧)

第12条 公告に定める期間中、設計図書等を閲覧に供するものとし、閲覧の方法、期間及び場所は、公告において明らかにするものとする。

2 設計図書等に関する質問は、設計図書等に対する質問・回答書(様式第2号)により書面によってのみ受け付けるものとし、質問書の提出期限、提出方法及び提出先は、公告において明らかにするものとする。

3 前項の質問に対する回答は、質問を受け付けた日の翌日から起算して5日(赤磐市の休日を定める条例(平成17年赤磐市条例第2号)第1条第1項に規定する市の休日(以下「市の休日」という。)を除く。)以内に作成し、入札日の前日まで、赤磐市のホームページにおいて、閲覧に供するものとする。

(入札の執行)

第13条 入札の執行回数は、1回とする。ただし、予定価格を事前公表しない場合については、この限りでない。

2 入札の参加者は、入札を行う時までには詳細な工事費内訳書を作成し、入札価格を決定しなければならない。

(落札決定の保留)

第14条 開札の結果、予定価格以下の金額での応札があった場合、入札参加資格を審査するため、落札決定を保留し、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者(最低制限価格を設けた場合には、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の金額で入札した者のうち、最低の価格で入札した者)を落札候補者とする。

2 電子入札の場合、前項に定める落札候補者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、決定くじ番号により落札候補者及び次順位者を決定するものとする。

(入札参加資格の審査)

第15条 落札候補者は、指定する日時までに申請書等及び公告で指定する審査書類を提出しなければならない。

2 第9条、第10条及び前項の規定により提出期限までに提出のあった申請書等は、入札後速やかに、入札調査委員会に提出し、その議に付さなければならない。

3 入札調査委員会は、予定価格以下の金額で応札した者を対象として、提出された申請書等に基づいて入札参加資格の有無を審査するものとする。

4 前項の審査は、最低価格入札者から入札価格の低い順に実施し、入札参加資格を満たしている者1名が確認することができるまで行うものとする。

5 審査の結果、不適合と認められた場合には、入札参加資格不適合通知書(様式第3号)によ

り当該入札参加者に通知するものとする。

6 審査の内容及び結果を入札参加資格審査結果調書（様式第4号）により記録し、申請書等とともに保存するものとする。

（落札者の決定方法）

第16条 前条の審査の結果、入札の参加資格を満たすことが確認された者を落札者として決定する。

2 赤磐市建設工事入札に係る低入札価格調査実施要綱（平成19年赤磐市告示第98号）に定める調査基準価格が設定され、その価格を下回った場合の落札者の決定は、同要綱による。

3 入札で落札者がいない場合（低入札価格調査を実施した結果、落札者が決まらなかった場合を含む。）は、入札不調とする。

（応札の無効）

第17条 次に掲げる応札は、無効とする。

（1） 公告に示した入札参加資格のない者の行った応札

（2） 申請書等に虚偽の記載をした者の行った応札

（3） 公告に示した条件に違反した応札

（入札結果の公表）

第18条 落札者を決定したときは、遅滞なく赤磐市のホームページに掲載するとともに、本庁及び各支所で閲覧に供するものとする。

（無資格者への理由説明）

第19条 入札参加資格不適合通知書を受け取った者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して3日（市の休日を除く。）以内に、入札参加資格不適合理由の説明要求書（様式第5号）により、不適合となった理由について説明を求めることができる。

2 前項の規定により説明を求められたときは、回答書（様式第6号）により回答するものとする。この場合において、回答は、原則として説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して5日（市の休日を除く。）以内に行わなければならない。

（契約の時期）

第20条 赤磐市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年赤磐市条例第52号）第2条の規定により、議会の議決となる契約については、仮契約を締結した後、議決により本契約となる旨を公告において明らかにするものとする。

（虚偽記載）

第21条 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、赤磐市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等要綱（平成19年赤磐市訓令第40号）に基づく指名停止を行うことがある旨を公告において明らかにするものとする。

(その他)

第22条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年1月1日から施行する。

附 則 (平成22年6月10日告示第56号)

この告示は、平成22年7月1日から施行し、同日以降に公告又は指名通知する建設工事について適用する。

附 則 (平成23年5月19日告示第44号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成23年7月28日告示第60号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成24年3月27日告示第25号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年5月7日告示第45号)

この告示は、平成24年7月1日から施行し、同日以降に公告又は指名する建設工事について適用する。

附 則 (平成25年5月7日告示第60号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成30年5月29日告示第58号)

(施行期日)

1 この告示は、平成30年7月1日から施行する。

(赤磐市建設工事郵便入札試行実施要綱の一部改正)

2 赤磐市建設工事郵便入札試行実施要綱 (平成19年赤磐市告示第97号) の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(赤磐市設計・施工一括発注方式 (価格競争型) 試行要綱の一部改正)

3 赤磐市設計・施工一括発注方式 (価格競争型) 試行要綱 (平成23年赤磐市告示第33号) の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(赤磐市建設工事総合評価方式試行実施要綱の一部改正)

4 赤磐市建設工事総合評価方式試行実施要綱 (平成23年赤磐市告示第93号) の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(赤磐市建設工事共同請負制度取扱要綱の一部改正)

5 赤磐市建設工事共同請負制度取扱要綱（平成28年赤磐市告示第54号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成31年3月18日告示第25号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月7日告示第6号）

この告示は、令和2年4月1日から施行し、同日以降に公告又は指名通知する建設工事について適用する。

附 則（令和3年6月29日告示第80号）

この告示は、令和3年7月1日から施行し、同日以降に公告又は指名通知する建設工事について適用する。

別表（第5条関係）

種別	工事設計金額 (消費税額を含む。)	入札参加資格者
土木一式	2億円以上	特A
	8,000万円以上2億円未満	A以上
	3,500万円以上8,000万円未満	B以上
	1,000万円以上3,500万円未満	C以上
	1,000万円未満	D以上
建築一式工事	2億円以上	特A
	8,000万円以上2億円未満	A以上
	3,000万円以上8,000万円未満	B以上
	500万円以上3,000万円未満	C以上
	500万円未満	D以上
その他の建設工事	4,000万円以上	A
	2,000万円以上4,000万円未満	B以上
	500万円以上2,000万円未満	C以上
	500万円未満	D以上

様式第1号(第10条関係)

(1) 単体企業用

一般競争入札(条件付)参加資格確認申請書

年 月 日

赤磐市長 様

申請者 住所又は所在地
商号又は名称

代 表 者 (印)

年 月 日付で公告のあった下記の一般競争入札(条件付)の参加資格確認のため、関係書類を添えて申し出ます。

なお、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者でないこと並びに申請書及び関係書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 工事番号

2 工事名

3 工事場所

4 営業所の所在地等

会社名 (許可番号)	本店、支店又は営業所の所在地 (契約締結先)	工事の経営事項審査総合評定 値及び級別業者の格付
()		()

5 確認事項 公告に示す下記事項については、現在該当はありません。

- ・赤磐市長からの指名停止
- ・赤磐市建設工事等暴力団排除対策措置要綱に基づく指名停止
- ・経営上の問題点(会社更生手続開始、民事再生手続開始等)

6 関係書類 ・施工実績調書(別記様式1)

・配置予定技術者調書(別記様式2)

7 連絡先 所属

氏名

電話番号

ファックス番号

受付印

受付番号____号

(注) 申請書は参加を希望する工事1件ごとに作成すること。

様式第1号(第10条関係)

(2)JV用

一般競争入札(条件付)参加資格確認申請書

年 月 日

赤磐市長 様

申請者 住所又は所在地
商号又は名称

代 表 者 ⑩

申請者 住所又は所在地
商号又は名称

代 表 者 ⑩

年 月 日付で公告のあった下記の一般競争入札(条件付)の参加資格確認のため、関係書類を添えて申し出ます。

なお、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者でないこと並びに申請書及び関係書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 工事番号
- 2 工事名
- 3 工事場所
- 4 (1) 共同企業体の名称
(2) 共同企業体代表者の会社名
(3) 構成員

会社名	許可番号	許可年月日	許可の種類	工事経営事項審査の総合 評点及び級別業者の格付
				()
				()

受付印

受付番号____号

(4) 営業所の所在地等

会社名	住所

- 5 確認事項 公告に示す下記事項については、現在構成員のすべてについて該当はありません。
- ・赤磐市長からの指名停止
 - ・赤磐市建設工事等暴力団排除対策措置要綱に基づく指名停止
 - ・経営上の問題(会社更生手続開始、民事再生手続開始)
- 6 関係書類 (1) 共同企業体協定書
(2) 共同企業体協定書に基づく覚書
(3) 共同企業体の結成について権限を有する者の委任状
(4) 施行実績調書(別記様式1)
(5) 配置予定技術者調書(別記様式2)
- 7 連絡先 所 属
氏 名 電話番号
ファックス番号

(注) 申請書は参加を希望する工事1件ごとに作成すること

様式第3号(第15条関係)

入札参加資格不適合通知書

年 月 日

商号又は名称
代表者職氏名 様

赤磐市長

先に申請のあった下記工事に係る入札参加資格について、不適合と認めたので通知します。

記

工 事 番 号	
工 事 名	
入札参加資格に適合しないと認めた理由	

※この通知を受け取った者は、通知を受け取った日の翌日から起算して3日(市の休日を除く。)以内に、入札参加資格不適合理由の説明要求書(様式第5号)によりその理由についての説明を求めることができる。

年 月 日

入札参加資格審査結果調書

工事番号： _____

工事名： _____

開札日： _____年 月 日

設計金額： _____円

予定価格： _____円

調査基準価格： _____円

調査項目	業者名			
地方自治法施行令第167条の4に規定する者でないか				
赤磐市建設工事等入札参加資格者名簿に記載されているか				
入札参加資格業種は適当か				
赤磐市長から建設工事等入札参加資格者に係る指名停止措置を受けていないか				
赤磐市建設工事等暴力団排除対策措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないか				
建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業の停止命令を受けていないか				
会社更生法による更生手続又は民事再生法による再生手続開始の申立てがされている者でないか				
受審した経営事項審査が有効期間内であるか				
経営事項審査評定値は適当か				
業者格付は適当か				
営業所の所在地に関する条件は適当か				
特定建設業許可に関する条件を満たしているか				
施工実績に関する条件を満たしているか				
配置技術者に関する条件を満たしているか				
入札参加資格審査結果				
応札額 (単位：円)				

様式第5号(第19条関係)

入札参加資格がないとされた理由の説明要求書

年 月 日

赤磐市長 様

説明要請者 住所又は所在地
商号又は名称
代 表 者 ㊟

次の工事において入札参加資格がないとされた理由について、説明を求めます。

記

1 説明要請の対象となる工事名

工事名：

2 説明要請に係る事項

3 2の主張の根拠となる事項

様式第6号(第19条関係)

回 答 書

第 号
年 月 日

住所又は所在地
商号又は名称
代 表 者 様

赤磐市長

年 月 日付けで要請のあったこのことについて、次のとおり回答します。

記

工 事 番 号	
工 事 名	
工 事 場 所	
開 札 日	
入札参加資格 がないと認め た理由	
備 考	

様式第1号 (第10条関係)

様式第2号 (第12条関係)

様式第3号 (第15条関係)

様式第4号 (第15条関係)

様式第5号 (第19条関係)

様式第6号 (第19条関係)